明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四一）　一
○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会二〇）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務四四五）　三
○日本国に帰化を許可する件（同四四六）　四
○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のヨルダン・ハシェミット王国による廃棄に関する件（外務三九二）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一四一六～一四二三）　七
○保安林の指定を解除する件（同一四二四～一四三一）　七
○直轄砂防工事を施行する件（国土交通九七三）　八
○自動車の型式を指定した件（同九七四～九九二）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁一八二～一八七）　八
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（関東地方整備局三四六）　八
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（北海道開発局一一八）　八

〔国会事項〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　海上保安庁　八

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　海上保安庁　八

〔叙位・叙勲〕　九

〔褒賞〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

平成二十一年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）　一〇

法務

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁　三

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、入札関係　二

裁判所　三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　四

会社その他

告示

○総務省告示第三百四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二日

総務大臣　原口　一博

一　名　称　ゴラン高原派遣輸送隊（第三十次要員）
二　国外派遣期間　平成二十三年三月三十一日まで
三　派遣人数（概数）　四十五人程度
四　派遣地域　イスラエル国及びシリア・アラブ共和国

○中央選挙管理会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十二年九月二日　午前十一時

○法務省告示第四百四十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

宮城県社会保険労務士会
仙台市青葉区本町一丁目九番五号五城ビル四F

認証年月日

平成二十二年八月十三日